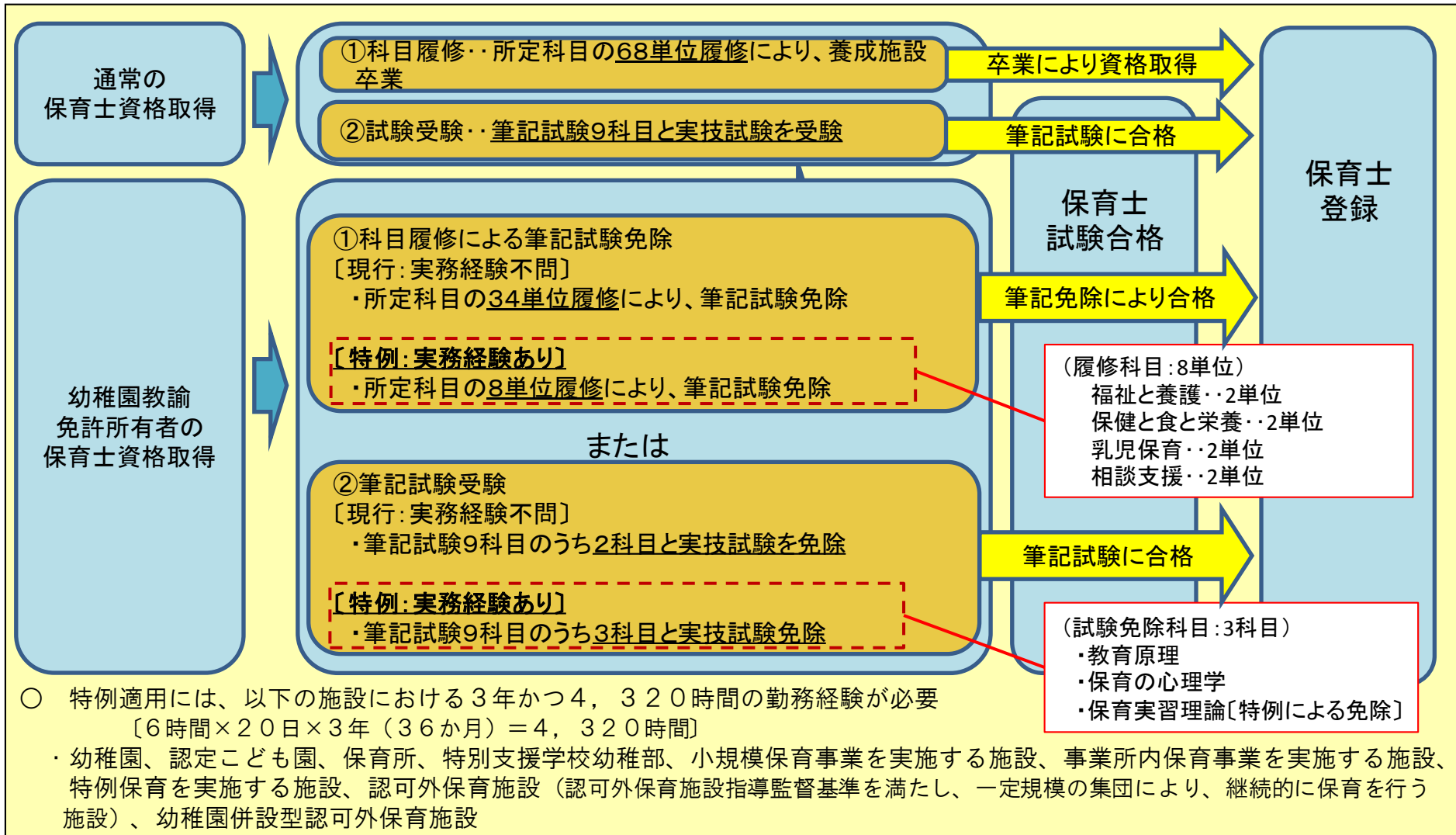


現行の保育士養成課程の教科目の系列について

	系列	教科目	設置単位数	履修単位数
教養科目		外国語(演習)	2以上	
		体育(講義)	1	1
		体育(実技)	1	1
		その他	6以上	
	教養科目 計		10以上	8以上
必修科目	① 保育の本質・目的に関する科目	保育原理(講義)	2	2
		教育原理(講義)	2	2
		児童家庭福祉(講義)	2	2
		社会福祉(講義)	2	2
		相談援助(演習)	1	1
		社会的養護(講義)	2	2
		保育者論(講義)	2	2
		計	13	13
	② 保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学Ⅰ(講義)	2	2
		保育の心理学Ⅱ(演習)	1	1
子どもの保健Ⅰ(講義)		4	4	
子どもの保健Ⅱ(演習)		1	1	
子どもの食と栄養(演習)		2	2	
家庭支援論(講義)		2	2	
計	12	12		
③ 保育の内容・方法に関する科目	保育課程論(講義)	2	2	
	保育内容総論(演習)	1	1	
	保育内容演習(演習)	5	5	
	乳児保育(演習)	2	2	
	障害児保育(演習)	2	2	
	社会的養護内容(演習)	1	1	
	保育相談支援(演習)	1	1	
計	14	14		
④ 保育の表現技術	保育の表現技術(演習)	4	4	
⑤ 保育実習	保育実習Ⅰ(実習)	4	4	
	保育実習指導Ⅰ(演習)	2	2	
総合演習	保育実践演習(演習)	2	2	
	必修科目 計		51	51
選択必修科目	保育に関する科目(上記①～⑤の系列より科目設定)		15以上	6以上
	保育実習Ⅱ又はⅢ(実習)		2	2
	保育実習指導Ⅱ又はⅢ(演習)		1	1
	選択必修科目 計		18以上	9以上
	合計		79以上	68以上

保育士資格の取得の特例の概要

- 幼稚園教諭免許・保育士資格の併有を促進するために、実務経験を有する幼稚園教諭の保育士資格取得について、履修科目・試験科目を軽減する特例を設ける。



福祉系国家資格所有者等の保育士資格取得への対応について(概要)

～「保育士養成課程等検討会」報告書～

検討の背景等

- 女性の社会進出が進み、その働き方が多様化する中で、保育所等の利用率が上昇しており、必要となる保育の受け皿拡大を進めるとともに、保育人材の確保に取り組んでいる。「日本再興戦略」(平成27年6月30日閣議決定)においては、他の福祉系国家資格所有者等の保育士資格取得への対応が求められている。
- 厚生労働省においては、平成28年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、「地域共生社会」の実現に向け、必要な取組を推進するとともに検討を行っている。その中で、専門人材の機能強化・最大活用を図るため、保健医療福祉の専門資格の新たな共通基礎課程の創設を目指しているが、当面の措置として、福祉系国家資格を持つ者への保育士養成課程・試験科目の一部免除などの運用改善を検討することとされている。

報告書の主な内容

基本的考え方

- 各福祉系国家資格の養成課程の教育内容は、主としてその資格に求められる専門性に関するものとなっているが、社会保障制度に関わる基礎的知識や相談援助の基礎などといった福祉職の基盤となる部分については、各資格において共通する内容が多く含まれている。
- 福祉系国家資格所有者は、各々の養成課程において修得する福祉の基礎に関わる部分について、既にその内容を修得しているため、保育士養成課程等の「福祉職の基盤に関する科目」に係る部分について免除の方策をとることが考えられる。

保育士資格取得の際の具体的方策

- (1) 保育士試験科目の免除 (対象:介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士)
指定保育士養成施設で試験科目に対応した教科目を履修した場合には、それに対応する試験科目の免除を行う。このうち、「福祉職の基盤に関する科目」に対応する試験科目については、他の福祉系国家資格を所有していることをもって履修免除を行う。(別添1 参照)
- (2) 保育士養成施設での履修科目の一部免除 (対象:介護福祉士養成施設を卒業した介護福祉士のみ※)
介護福祉士養成施設の卒業者が指定保育士養成施設で学ぶ場合に、「福祉職の基盤に関する科目」に該当する科目の履修の免除を行う。(別添2 参照)
※ 保育士養成施設卒業者に対する介護福祉養成施設での一部科目免除については、既に制度化されていることから、相互に免除できるようにするもの。

今後のスケジュール

- 本報告書を踏まえ、関係告示を改正し、平成30年4月より制度運用。

【別添 1】

介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士に対する 保育士試験免除に係る取扱いについて

- 指定保育士養成施設で試験科目に対応した教科目を履修した場合には、それに対応する試験科目の免除を行う。
- このうち、「福祉職の基盤に関する科目」に対応する試験科目(下図の網掛け部分)については、他の福祉系国家資格を所有していることをもって履修免除を行う。

○筆記試験科目

社会福祉

←

児童家庭福祉

←

子どもの保健

←

子どもの食と栄養

←

保育原理

←

社会的養護

←

保育実習理論

←

教育原理

←

保育の心理学

←

○実技試験

保育実習実技

←

○対応する指定保育士養成施設の教科目

社会福祉(講②) 相談援助(演①)

児童家庭福祉(講②) 家庭支援論(講②)

子どもの保健Ⅰ(講④) 子どもの保健Ⅱ(演①)

子どもの食と栄養(演②)

保育原理(講②) 乳児保育(演②)

保育相談支援(演①) 障害児保育(演②)

社会的養護(講②) 社会的養護内容(演①)

保育内容総論(演①) 保育内容演習(演⑤)

保育の表現技術(演④)

教育原理(講②)

保育の心理学Ⅰ(講②) 保育の心理学Ⅱ(演①)

○対応する保育士養成施設の教科目

保育の表現技術(演④)

…履修免除科目

(講)は講義形式、(演)は演習形式を表す。丸数字は、各教科目の単位数を表す。(例 ②…2単位)

【別添2】介護福祉士養成施設を卒業した者が、指定保育士養成施設の養成課程で学ぶ場合の履修科目免除について

○ 介護福祉士養成施設の卒業者が指定保育士養成施設で学ぶ場合に、「福祉職の基盤に関する科目に該当する科目」(下表「免除の可否」欄 ○印の科目)の履修の免除を行う。

※ 保育士養成施設卒業者に対する介護福祉養成施設での一部科目免除については、既に制度化されていることから、相互に免除できるようにするもの。

指定保育士養成施設における履修科目・単位数			介護福祉士養成施設卒業者		
	系列	教科目	履修単位数	免除の可否	履修単位数
教養科目		外国語(演習)		※	
		体育(講義)	1	※	
		体育(実技)	1	※	
		その他		※	
教養科目 計			8以上		
必修科目	①保育の本質・目的に関する科目	保育原理(講義)	2		2
		教育原理(講義)	2		2
		児童家庭福祉(講義)	2	○	
		社会福祉(講義)	2	○	
		相談援助(演習)	1	○	
		社会的養護(講義)	2	○	
		保育者論(講義)	2		2
		計13		計6	
	②保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学Ⅰ(講義)	2		2
		保育の心理学Ⅱ(演習)	1		1
		子どもの保健Ⅰ(講義)	4		4
		子どもの保健Ⅱ(演習)	1		1
		子どもの食と栄養(演習)	2		2
		家庭支援論(講義)	2	○	
		計12		計10	
	③保育の内容・方法に関する科目	保育課程論(講義)	2		2
		保育内容総論(演習)	1		1
		保育内容演習(演習)	5		5
		乳児保育(演習)	2		2
		障害児保育(演習)	2		2
		社会的養護内容(演習)	1	○	
		保育相談支援(演習)	1		1
		計14		計13	
④保育の表現技術	保育の表現技術(演習)	4		4	
⑤保育実習	保育実習Ⅰ(実習)	4		4	
	保育実習指導Ⅰ(演習)	2		2	
⑥総合演習	保育実践演習(演習)	2		2	
必修科目 計			計51		計41
選択科目必修	保育に関する科目(上記①～⑤の系列より科目設定)		6以上	※	
	保育実習Ⅱ又はⅢ(実習)		2	○(Ⅲを選択時)	
	保育実習指導Ⅱ又はⅢ(演習)		1	○(Ⅲを選択時)	
選択必修科目 計			9以上		
総合計			68以上		41以上

※は、各指定保育士養成施設において履修の免除の可否を判断する科目。

「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」（抜粋）

平成 27 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 29 号

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知

保育実習実施基準

第 1 保育実習の目的

保育実習は、その習得した教科全体の知識、技能を基礎とし、これらを総合的に実践する応用能力を養うため、児童に対する理解を通じて保育の理論と実践の関係について習熟させることを目的とする。

第 2 履修の方法

- 1 保育実習は、次表の第 3 欄に掲げる施設につき、同表第 2 欄に掲げる履修方法により行うものとする。

実習種別 (第 1 欄)	履修方法 (第 2 欄)		実習施設 (第 3 欄)
	単位数	施設におけるおおむねの実習日数	
保育実習Ⅰ (必修科目)	4 単位	20 日	(A)
保育実習Ⅱ (選択必修科目)	2	10 日	(B)
保育実習Ⅲ (選択必修科目)	2	10 日	(C)

備考 1 第 3 欄に掲げる実習施設の種別は、次によるものであること。

- (A) …保育所、幼保連携型認定こども園又は児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項の小規模保育事業（ただし、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）第 3 章第 2 節に規定する小規模保育事業 A 型及び同基準同章第 3 節に規定する小規模保育 B 型に限る）若しくは同条第 12 項の事業所内保育事業であって同法第 34 条の 15 第 1 項の事業及び同法同条第 2 項の認可を受けたもの（以下「小規模保育 A・B 型及び事業所内保育事業」という。）及び乳児院、母子生活支援施設、障害児入所施設、

児童発達支援センター(児童発達支援及び医療型児童発達支援を行うものに限る)、障害者支援施設、指定障害福祉サービス事業所(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る)、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

- (B) …保育所又は幼保連携型認定こども園或いは小規模保育 A・B 型及び事業所内保育事業
- (C) …児童厚生施設又は児童発達支援センターその他社会福祉関係諸法令の規定に基づき設置されている施設であって保育実習を行う施設として適当と認められるもの(保育所及び幼保連携型認定こども園並びに小規模保育 A・B 型及び事業所内保育事業は除く。)

備考 2 保育実習(必修科目) 4 単位の履修方法は、保育所又は幼保連携型認定こども園或いは小規模保育 A・B 型及び事業所内保育事業における実習 2 単位及び(A)に掲げる保育所又は幼保連携型認定こども園或いは小規模保育 A・B 型及び事業所内保育事業以外の施設における実習 2 単位とする。

備考 3 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業又は、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(平成 26 年厚生労働省令第 61 号)第 3 章第 4 節に規定する小規模保育事業 C 型において、家庭的保育者又は補助者として、20 日以上従事している又は過去に従事していたことのある場合にあつては、当該事業に従事している又は過去に従事していたことをもって、保育実習 I(必修科目)のうち保育所又は幼保連携型認定こども園或いは小規模保育 A・B 型及び事業所内保育事業における実習 2 単位、保育実習 II(選択必修科目)及び保育実習指導 II(選択必修科目)を履修したものとすることができる。

- 2 保育実習を行う児童福祉施設等及びその配当単位数は、指定保育士養成施設の所長が定めるものとする。
- 3 保育実習を行う時期は、原則として、修業年限が 2 年の指定保育士養成施設については第 2 学年の期間内とし、修業年限が 3 年以上の指定保育士養成施設については第 3 学年以降の期間内とする。

- 4 実習施設に1回に派遣する実習生の数は、その実習施設の規模、人的組織等の指導能力を考慮して定めるものとし、多人数にわたらないように特に留意するものとする。
- 5 指定保育士養成施設の所長は、毎学年度の始めに実習施設その他の関係者と協議を行い、その学年度の保育実習計画を策定するものとし、この計画には、全体の方針、実習の段階、内容、施設別の期間、時間数、学生の数、実習前後の学習に対する指導方法、実習の記録、評価の方法等が明らかにされなければならないものとする。
- 6 実習において知り得た個人の秘密の保持について、実習生が十分配慮するよう指導すること。

第3 実習施設の選定等

- 1 指定保育士養成施設の所長は、実習施設の選定に当たっては、実習の効果が指導者の能力に負うところが大きいことから、特に施設長、保育士、その他の職員の人的組織を通じて保育についての指導能力が充実している施設のうちから選定するように努めるものとする。

特に、保育所の選定に当たっては、乳児保育、障害児保育及び一時保育等の多様な保育サービスを実施しているところで総合的な実習を行うことが望ましいことから、この点に留意すること。

また、居住型の実習施設を希望する実習生に対しては、実習施設の選定に際して、配慮を行うこと。
- 2 指定保育士養成施設の所長は、児童福祉施設以外の施設を実習施設として選定する場合に当たっては、保育士が実習生の指導を行う施設を選定するものとする。なお、その施設の設備に比較的余裕があること、実習生の交通条件等についても配慮するものとする。
- 3 指定保育士養成施設の所長は、教員のうちから実習指導者を定め、実習に関する全般的な事項を担当させることとし、また、実習施設においては、その長及び保育士のうちから実習指導者を定めるものとする。これらの実習指導者は、保育実習の目的を達成するため、指定保育士養成施設の実習指導者が中心となって相互に緊密な連絡をとるよう努めるものとする。

- 4 指定保育士養成施設の実習指導者は、実習期間中に少なくとも1回以上実習施設を訪問して学生を指導すること。なお、これにより難しい場合は、それと同等の体制を確保すること。

- 5 指定保育士養成施設の実習指導者は、実習期間中に、学生に指導した内容をその都度、記録すること。また、実習施設の実習指導者に対しては、毎日、実習の記録の確認及び指導内容を記述するよう依頼する等、実習を効果的に進められるよう配慮すること。